

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
新宿医療専門学校		平成16年1月23日		小倉 芳裕		〒 160-0017 (住所) 東京都新宿区左門町5番地 (電話) 03-3352-6811			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人小倉学園		昭和56年12月24日		小倉 基義		〒 379-2215 (住所) 群馬県伊勢崎市赤堀今井町1丁目581番地 (電話) 0270-62-6174			
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
医療	医療専門課程	柔道整復学科		平成19(2007)年度	-	平成27(2015)年度			
学科の目的	柔道整復師法に基づく専門知識及び技術を教授することにより、国民の健康の保持に寄与すると共に、自主的精神に充ちた心身と共に有能な臨床家として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	取得可能な資格:柔道整復師 中退率:6.6%(令和5年度)								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位時間、単位いづれかに記入		2,772 単位時間	1,696 単位時間	0 単位時間	1,076 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
				単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)					
270人	231人	2人		1%					
就職等の状況	■卒業生数(C)		52人						
	■就職希望者数(D)		44人						
	■就職者数(E)		44人						
	■地元就職者数(F)		44人						
	■就職率(E/D)		1%						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100%						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		1%						
	■進学者数		6人						
	■その他								
	(令和5年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)								
■主な就職先、業界等		(令和5年度卒業生) 鍼灸接骨院							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 一般社団法人柔道整復教育 受審年月: 令和6年3月 評価機構: 評価結果を掲載したホームページURL: https://www.ssjs.ac.jp/overview/disclosure/								
当該学科のホームページURL	URL: https://www.ssjs.ac.jp/dental-hygienist/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数		2,772 単位時間						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		64 単位時間							
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間							
うち必修授業時数		2,772 単位時間							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		64 単位時間							
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間							
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間							
(B: 単位数による算定)									
総授業時数		単位							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位							
うち企業等と連携した演習の授業時数		単位							
うち必修授業時数		単位							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位							
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位							
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位							
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)						8人		
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)						2人		
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)						0人		
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)						0人		
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)						0人		
	計						10人		
	上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数						3人		